

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 実施方針に関する意見回答（令和4年9月2日公表）

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答
			第1	1	(5)	表1		
1	事業の目的	3	第1	1	(5)	表1	既存施設の維持管理業務での管理書類をご提示いただけるようご配慮いただきたい。	ご意見として承ります。
2	事業の目的	3	第1	1	(5)	表1	再構築対象施設の供用が開始されるまでは、旧水処理施設、旧管理棟の維持管理を行う際は引継ぎ期間を設けていただきたい。	ご意見として承ります。
3	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	①	設計・建設期間のうち設計業務の期間については、事業者の提案によるものと思料しますが、業務区分の明確化のため、事業者の提案する設計期間に基づき、業務完了時には発注者の完了検査等を持って設計業務を完了とし、TECRIS登録もそのタイミングで認めて頂きますよう、お願い致します。本事業は整備期間が長期に亘る一方、設計実績は一定期間経過後は使用できなくなってしまうことから、ご配慮のほどお願い致します。	ご意見として承ります。 なお、設計・建設工事請負契約のため、TECRIS登録は市として考えておりません。
4	部分引渡し	4	第1	1	(8)	①②	実施方針（案）の質疑回答No.76において、現時点では再構築対象施設の部分引渡しを考えていない旨の回答をいただいております。一方で、実施方針公表後に現地見学を行った結果、一部の施設等においては、部分引渡しを行った上で、運転切替を行い、維持管理を開始した後、撤去が可能となる施設等があると判断します。これを踏まえ、以下に示す2点の意見を出させていただきます。 1) 施工実現性を確保するために、部分引渡しと部分的な維持管理の開始を認めていただきたく思います。 2) 施工実現性の確保において、現実的な運転切替が担保できる技術提案が重要であると考えます。施工実現性に重点をおいていない技術提案は、提案金額が安価になる傾向がありますので、この点を考慮した技術評価としていただきたく思います。	ご意見として承ります。
5	予定価格等	6	第2	3			実施方針（案）質問回答No.117より、予定価格は設計・建設業務と維持管理業務それぞれに設定されるのとことですが、それぞれに予定価格が設定されますと、例えば設計・建設費は高くとも、維持管理費を低減できる施設（またはその逆）とすることでライフサイクルコストを縮減する提案ができなくなる可能性があります。そのため、予定価格は総事業費のみに設定頂くよう、お願い致します。	予定価格は、設計・建設業務と維持管理業務それぞれに設定します。
6	予定価格等	6	第2	3			実施方針（案）質問回答No.117より、予定価格は設計・建設業務と維持管理業務それぞれに設定されるのとことですが、それぞれに予定価格が設定されますと、例えば設計・建設費は高くとも、維持管理費を低減できる施設（またはその逆）とすることでライフサイクルコストを縮減する提案ができなくなる可能性があります。そのため、予定価格は総事業費のみに設定頂くよう、お願い致します。	No.5の回答をご参照ください。
7	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑤	「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針（案）に関する質問回答」No.153、224の第2）5（2）⑤の参加資格要件の質問回答として、「原則として、認められません。」とありますが、参加資格要件の指名停止の措置の事象には、本件事業とは関連のない自治体におけるの事象も含まれております。コンプライアンスには十分に気をつけて事業を行っておりますが、不慮の事故等のリスクはどうしても起こり得ることから、代表企業以外の企業に指名停止措置がなされた場合においては、内容如何によっては「やむを得ない事情」として、構成企業の補充等の余地をお認め頂けないでしょうか。ご検討をよろしくお願いいたします。	ご意見として承ります。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
			第2	5	(3)	①	エ		
8	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	①	エ	実施方針(案)質問回答No.167より、第2 5(3)①(ウ)の条件は、技術士(総合技術監理部門(下水道))及び技術士(上下水道部門(下水道))の両方を資格を有していることが条件とされています。これにより(エ)の管理技術者及び担当技術者、照査技術者にも同様の要件が掛かると読み取れますが、上記の3者全員に(ウ)の資格要件を課するのは非常に厳しい条件であり、競争環境が十分に確保されず、引いては提案コストの増大につながることも懸念されます。個別の技術者については、片方だけの資格で可とするなど、条件緩和のご検討をお願い致します。	質問回答No.167は、会社の実績(両方の資格を有する者が在籍)を求めるものであるため、条件緩和はいたしません。
9	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	①	エ	実施方針(案)質問回答No.167より、第2 5(3)①(ウ)の条件は、技術士(総合技術監理部門(下水道))及び技術士(上下水道部門(下水道))の両方を資格を有していることが条件とされています。これにより(エ)の管理技術者及び担当技術者、照査技術者にも同様の要件が掛かると読み取れますが、上記の3者全員に(ウ)の資格要件を課するのは非常に厳しい条件であり、競争環境が十分に確保されず、引いては提案コストの増大につながることも懸念されます。個別の技術者については、片方だけの資格で可とするなど、条件緩和のご検討をお願い致します。	No.8の回答をご参照ください。
10	設計企業の参加 資格要件	10	第2	5	(3)	①	ウ、エ	技術士(総合管理技術者部門(下水道)、上下水道部門(下水道))の者を設計業務の管理技術者、担当技術者、照査技術者として配置できることと記載があり、両方を同一人物が保有するのではなく、いずれかの資格を管理技術者、担当技術者、照査技術者が保有していることのように読み取れます。一方で実施方針(案)質問回答No.167では、技術士(総合技術監理部門(下水道))及び技術士(上下水道部門(下水道))の両方を資格を有していることが条件とされており、参加の門戸がかなり限定され、競争原理が発生しにくい状況も予想されます。本事業は公共の構造物を再構築する事業であり、民間企業の力を十分に活用し、DBO事業のメリットを最大限に生かすために、参加の門戸を広げることも視野に入れ、設計企業の参加要件の緩和をご再考願えればと思います。	No.8の回答をご参照ください。
11	リスク分担表	別紙2	No.14					維持管理業務期間中におけるリスクについては、建設工事が原因のリスクとの棲み分けをお願いします。	ご意見として承ります。
12	リスク分担表	別紙2	No.14					「注1 事由発生時に、市と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。」とされていますが、事業者が行う業務や提案内容によって生じた環境悪化でない場合は、事業者としてはこれを関与しコントロールできる立場にないため、そのリスクを取ることはできませんので、この点を明確にさせていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
13	リスク分担保	別紙2	No. 22					<p>「実施方針（案）に関する質問回答（令和4年7月22日公表）」No. 318のご回答で、「市の請負契約約款第29条の考え方を参考に、市と事業者のリスク分担保を設定する予定です。」とのご説明ありがとうございます。</p> <p>市の請負契約約款第29条を拝見しますと、不可抗力事由によって工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合に、請負代金の額の100分の1を超える額を受注者が発注者に請求できるという趣旨の規定であり、これは基本的に公共工事標準請負契約約款に沿った一般的な不可抗力条項の規定と言えます。この条項は、不可抗力により受注者に生じたリスクを分担しており、発注者や第三者についての損害は対象となっておりません。本契約も同様に、本事業に関して事業者が不可抗力によって被った損害を分担するものであるため、市や第三者に生じた損害や増加費用は対象外と整理すべきと言えます。契約書における条文化にあたっては、この点を明確にさせていただきますようお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。
14	7/22質問回答						7月22日の質問回答にも散見された通り、本事業は地元企業の参画が必須項目となっております。つきましては、地元企業の関与具合や発注額などを評価基準にしっかり盛り込んでいただき、地元経済への配慮をお願いいたします。	ご意見として承ります。	